

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月まで

私と妻は、国民年金に加入していなかったが、親や周囲の人から加入を勧められ、加入手続をした。

私は、昭和50年ごろ市町村役場で、今なら未納分を一括して支払うことができると教えられたが、20歳からの未納分を一括して支払うと金額が大きくなるので、夫婦一緒に昭和44年度に分までさかのぼって納付することとした。妻の父から10万円を借り、手持ちの2万円ほどと合わせた12万円前後を、夫婦二人分の国民年金保険料として一括して市町村役場で支払ったので申立期間が未納であるはずはなく、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を特例納付等したと主張する昭和50年は、第2回特例納付の納付可能期間であること、また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、50年3月22日に夫婦連番で払い出されていることから、申立内容どおりに保険料を納付することが可能である上、申立人が納付したと申し立てている金額は、申立期間の保険料を特例納付、過年度納付及び昭和49年度の分に係る現年度納付として一括納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人及びその妻は、昭和49年4月以降国民年金保険料を完納している上、国民年金へ加入するに至った経緯、保険料の準備方法、加入時の月額保険料、手続に行った当時の市町村役場の様子などについての記憶は鮮明かつ具体的である。

さらに、申立期間当時、市町村役場では、特例納付を勧奨し、納付のための国庫金納付書に必要事項を記載して、特例納付希望者に交付する扱いが行われていたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から45年3月まで

昭和43年12月に結婚し、A市町村B地区に転居した。結婚当時、夫が国民年金保険料を納付していなかったため、納付するよう忠告した記憶があり、自分が国民年金の保険料を納付していなければ、夫に忠告もしなかったと思う。申立期間当時は、毎月集金人が自宅へ集金に来ていた記憶もあるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年2月17日に払い出されており、申立人は、申立期間を除き、20歳から60歳までの国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は、16か月と比較的短期間である。

また、申立人は、結婚当時、それまで国民年金保険料を納付していなかった夫に対し、保険料を納付するよう忠告したと主張しているところ、A市町村保管の申立人の夫の国民年金被保険者名簿において、申立期間の住所地で国民年金への加入手続がなされていることが確認でき、申立人の国民年金に対する意識が高かったものと推認される。

さらに、A市町村保管の申立人の国民年金被保険者名簿の住所欄において、申立期間当時の申立人の住所地が記載されている上、当該地区では、申立期間当時集金人が集金していたことが確認できることから、申立期間である16か月のみの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から47年3月まで
申立期間当時、亡くなった私の夫が集金人に国民年金保険料を支払っていた。その集金人は、40歳くらいの女性で、年に数回、自宅に集金に来ていた。

保険料の支払いは夫に任せており、私自身は当時の記憶が定かではないが、夫はとても真面目な人で、その性格から自分の分の保険料だけを支払うということにはなかったと確信している。

以上のとおり、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫が集金人に支払ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年8月28日に払い出されており、申立期間の一部に時効により納付できない期間がある上、過年度納付できる期間があっても、A市町村は、申立期間当時、集金人に過年度保険料を取り扱わせていないとしていることから、申立内容に不自然さが見受けられる。

また、前述の払出日以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、検認カードにおいて、申立期間の直後である昭和47年度の保険料が、申立人については昭和48年4月に、夫については47年6月に納付されていることが確認できる上、48年度の保険料についても夫婦同一の納付時期でない月が確認できるなど、申立期間当時、夫婦が常に同一時期に保険料を納付していたという事情も見当たらない。

加えて、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は既に他界しているため、当時の保険料納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年9月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から51年9月まで
結婚後、妻と一緒に商売をして、国民年金付加保険料も一緒に納付し始めた。国民年金保険料と同様に申立期間の付加保険料を妻と一緒に納付してきたはずであり、妻が納付と記録されているにもかかわらず自分の記録が無いのは納得がいかないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、「付加保険料昭和51年10月1日加入」と記載されている上、A市町村役場が保管する被保険者名簿においても、51年10月から付加保険料が納付されていることを示す検印が確認できることから、申立人は、51年10月1日付けで付加保険料の納付の申込みを行ったものと推認できる。

また、申立人の国民年金に関する手続及び保険料納付を行っていた妻は、「なんでも夫婦一緒にしているので、付加保険料も一緒に納付を行っている。」と主張しているが、付加保険料の納付を始めた経緯や納付方法等の記憶はあいまいである。

さらに、申立人が申立期間当時に付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から62年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、申請免除との記録になっているが、妻が集金人に保険料を払っていたと記憶している。したがって、申請免除との記録が間違っているので保険料納付済みと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除期間と記録されている昭和46年4月から62年3月までのうち、52年6月から62年3月までについて妻が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたとする妻の納付方法などについての記憶はあいまいである上、妻の申立期間における国民年金保険の納付記録を見ても、未納又は申請免除となっている。

また、A市町村役場へ照会したところ、申立期間当時、申立人が居住していた団地には、集金人はいなかったとの回答がある。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年から42年まで
② 平成3年から7年まで
③ 平成6年から9年まで

申立期間①については、A事業所に昭和39年から3年間ほど勤務し、申立期間②については、B事業所に平成3年から4年間ほど勤務していた。さらに、申立期間③については、C事業所に平成6年から3年間ほど勤務していた。しかし、いずれの事業所にも厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間とも、給料明細書等は何も残っていないが、派遣ではなくすべて正社員として働いていたことは間違いがないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所の労務担当者は、「申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については資料が無いため不明であるが、当時勤務していた複数の人に聞いても、申立人を知っているとする人は誰もいない。」と回答している。

また、申立期間当時に勤務し連絡のとれた複数の同僚は、「申立人については記憶していないし、厚生年金保険の加入及び保険料の控除についてもわからない。」と供述している。

さらに、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号には、当該申立期間について欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の当該申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、当時、B事業所に勤務していた同僚は、「申立人は、勤務していなかったと思う。」と供述している。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も所在が不明なため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について有力な供述を得ることができない。

さらに、申立事業所での雇用保険の加入記録は無く、社会保険事務所の記録から、健康保険厚生年金保険の被保険者整理番号には、当該申立期間について欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の当該申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、C事業所の労務担当者は、「申立期間において給与を支払った者（パートタイム労働者も含む）の中に申立人の氏名が無く、申立人は、勤務していないと思われる。」と回答している。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚10人のうち、連絡の取れた8人は、申立人を記憶していないと供述している。

さらに、申立事業所での雇用保険の加入記録は無く、社会保険事務所の記録から健康保険厚生年金保険の被保険者整理番号には、当該申立期間について欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の当該申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 29 日から 42 年 10 月 31 日まで

私は、前事業所で勤務していたとき A 事業所（現在は、B 事業所）の現在の社長に誘われ、前事業所を退職後、期間を空けず同事業所に入社した。入社条件として社会保険への加入を約束したにもかかわらず、退職前の 4 か月のみの厚生年金保険加入記録となっている。記録が無いのは納得がいかなので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された在籍証明及び複数の同僚等の証言から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況について、現在の事業主に照会したところ、「申立期間の厚生年金保険料の控除については、現在は、確認できる関連資料は無く不明である。申立期間当時は亡くなった母が事務を行っており、今と比べると当時はずさんなやり方をしていたと思うし、資金繰りも大変な時期であったが、厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除することはないはずである。」と供述している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日となっている同僚に照会したところ、当該同僚は、「申立人より半年ほど早く入社した。申立人が入社してきたことを記憶している。」と供述している上、そのほか数人の同僚も入社した時期の記憶と厚生年金保険の資格取得日が相違すると供述していることから、当該事業所が厚生年金保険の加入手続を適正に行っていたとは言い難い。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 12 日から同年 6 月まで

平成 15 年ごろに社会保険事務所（当時）において、年金相談をした際に同事務所職員から A 事業所における厚生年金保険被保険者記録が昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月間であると言われたが、私の記憶では 1 か月分しか保険料を支払っていなかったためその旨を説明したところ、46 年 4 月のみの 1 か月に訂正された。もし、申立期間において保険料を本当に納めていたのであれば記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所における勤務期間は厚生年金保険被保険者記録と一致している。また、私が書いた当時の職歴書を見ても、被保険者記録と同じ期間、同事業所で勤務していたことが書かれている。」と供述している。

また、雇用保険被保険者記録により、申立人が当該事業所において、昭和 46 年 4 月 6 日から同年 4 月 12 日まで勤務したことは確認できるが、申立期間における勤務は確認できない。

さらに、当該事業所は、「当事業所における申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除に関する資料を保管していないため、在籍していたかどうかも分からない。しかし、当事業所では毎年春に社員名簿を作成しており、昭和 46 年は 5 月 1 日現在の在籍者を記載しているが、この名簿には申立人の氏名が記載されていないので、申立人が同年 6 月まで当事業所で勤務したとは考え難い。」と回答していることから判断すると、申立人は少なくとも同年 5 月 1 日以降は当該事業所に勤務していなかったと推認できる。

また、B 厚生年金基金（現在は、企業年金連合会に移管）は、「申立人の加入記録は確認できない。」と回答している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 46 年 4 月 12 日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。